報告第16号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定 により報告する。

令和7年9月1日提出

幸手市長 木 村 純 夫

専決第13号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年8月12日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

氏名 〇 〇 〇

2 事故の概要

令和7年6月12日午後8時頃、市道1494号線幸手市大字上吉羽381-1地先の道路において、舗装の穴が原因により、走行中の普通車の左後輪のタイヤがパンクしたものである。

3 損害賠償額

金18,535円

上記金額の内訳(合計に責任割合100%を乗じたものとする。)

修理代 18,535円

合 計 18,535円